販売約款

本販売約款(以下「本約款」という)は、横河レンダ・リース株式会社又はその代理店(以下総称して「売主」という)とお客様(以下「買主」という)との間で、キーサイト・テクノロジー合同会社(以下「キーサイト社」という)製品(以下「販売製品」)及びサポート(以下「サポート」という)の売買契約(以下「個別契約」という)を適用します。

第1条(販売及び納入)

- 1. 表記の個別契約の締結又は買主の注文書を売主が承諾したときに、本約款に基づき個別契約が成立します。
- 2. 販売製品及びサポートの価格には消費税額等は含まれません。
- 3. 販売製品及びサポートの価格には別途見積書に定めがない限り、納入先までの 運賃等諸掛が含まれます。販売製品の所有権及び滅失、毀損等の危険負担は納 入時に売主から買主へ移転します。
- 4. 買主は販売製品(特注品を除く)がキーサイト社の工場出荷される前であれば、個別契約を無償でキャンセルすることができます。キーサイト社の工場出荷後は、買主が売主の承諾を得た上で適用されるキャンセル料のご負担を頂く事により販売製品をキャンセルする事が出来るものとします。
- 5. 据付調整費が価格に含まれない販売製品については、納入と同時に検収が終了したものとします。据付調整費が価格に含まれる場合、買主の立会いを基に据付調整の完了をもって、買主の検収が終了したものとします。但し、買主の都合により据付調整日が販売製品の納入から30日を越えて延期される場合は、納入から31日に買主の検収は終了したものとします。
- 6. 買主の売主に対する代金の支払いは、見積書、注文請書又は表記に定める通りとします。但し、買主が支払い遅延、又は本約款若しくは買主及び売主間の他の契約に基づく債務に不履行をした場合、売主の書面による催告後10日以内に買主が当該支払い又は債務の履行をしなかったときは、売主は買主に対する債務を停止することができるものとします。

第2条(ソフトウェアライセンス)

- 1. 売主又はキーサイト社は、販売製品のうちソフトウェア製品に添付又は画面表示された使用許諾条件(ライセンス供給元である第三者の使用許諾条件を含む)に従って、地域制限のない内部使用を目的とした非独占的使用権を買主に許諾します。当該使用許諾条件は本約款に優先します。ソフトウェア製品に使用許諾条件が添付(画面表示を含む)されず、かつ見積書等で特に指定がない場合、売主又はキーサイト社は買主に対して、当該ソフトウェア製品を1部に限り、1台のハードウェア上で使用する権利を許諾します。
- 2. 買主は、法律により許容される場合を除き、売主又はキーサイト社の書面による承諾なくソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変若しくは翻訳し、又はいかなる公衆ネットワーク若しくは分散型ネットワーク上にも配置してはならないものとします。

第3条(保証)

- 1. 買主に納入された販売製品に関する保証条件は、販売製品の保証書等に規定された内容の範囲内においてキーサイト社により保証されるものとします。
- 2.売主は、販売製品の保証について前項以外の保証はいたしません。

第4条(知的財産権侵害に関する紛争処理)

- 1. 買主が第三者から販売製品についての知的財産権侵害の申し立てを受けた場合、売主又はキーサイト社はこれを防御又は解決します。ただし、買主が、書面にて迅速に売主又はキーサイト社に通知し、かつ訴訟を含む紛争解決のための権限を売主又はキーサイトに委任し、売主又はキーサイトを補助することを条件とします。
- 2. 売主又はキーサイト社は、前項の防御又は解決に要する費用とともに、和解金 又は確定判決により決定した損害賠償額を負担します。また、売主又はキーサ イト社は、前項の申し立てを受けるおそれがある場合、自己の裁量により、当 該販売製品を改造若しくは交換し、又は必要な実施権の取得を行うことができ ます。なお、売主又はキーサイト社は、これらのいずれも合理的でないと判断 した場合、当該販売製品を引き取ると同時に買主の購入価格を払い戻します。
- 3. 売主又はキーサイト社は、(1)買主のデザイン、仕様、指示若しくは技術情報、(2)販売製品の買主若しくは第三者による改造、(3)販売製品の仕様で禁止されている態様若しくは仕様の範囲外での販売製品の使用、又は(4)販売製品と売主以外から供給された製品との組合せ使用に基づき、買主が第三者から知的財産権侵害の申し立てを受けた場合には、いかなる責任も負いません。

第5条(賠償責任)

- 1. 売主又はキーサイト社、売主又はキーサイト社の関連会社、売主又はキーサイト社の下請業者及び売主又はキーサイト社への製品供給者は、データの滅失による損害、ソフトウェアの復元費用、逸失利益を含む付随的 損害、特別損害並びに間接的損害については、その可能性を知らされていた場合であっても契約、不法行為、保証その他の法的根拠にかかわらず、いかなる責任も負いません。
- 2. 前項の責任の制限は、第4条に定める知的財産権侵害の申し立てがあった場合のほか、人的損害及び売主又はキーサイト社の故意又は重過失に起因する損害等、法律が免責を許容しない場合には適用されません。
- 3. 本約款に規定する責任が、買主に対する責任の全てとなります。

第6条(責任の範囲の制限)

- 1. 買主、売主及びキーサイト社は、自然災害(火災、洪水、嵐、地震、台風、若しくはその他の自然災害)、戦争等(内戦、反乱、革命、テロ行為等)、政府等(行政機関、司法機関、立法機関等の統治機関)によるその主権の行使若しくは法定資格に基づく法令、規制若しくは制限、伝染病、検疫制限、ストライキ、ロックアウト、公共設備の機能停止若しくは故障、運送業者の行為若しくは不作為等の当事者の過失又は重過失なくして発生した不可抗力的な事由を理由として、本約款に基づく義務の履行について免除され、かつ義務の不履行から生じる賠償責任について免責されるものとします。
- 2.米国政府による販売製品の使用、頒布、又は開示には、DFARS227.7202-3(Rights in Commercial Computer Software)、DFARS 252.227-7015 (Technical Data Commercial Items)、及び FAR 52.227-19(Commercial Computer Software Restricted Rights)が適用されます。
- 3. 販売製品は、原子力施設の立案、建設、保守又はその直接の運転に使用するために、特別に設計若しくは製造されたもの、又はこれらを目的とした部品として販売するものではありません。かかる使用によって発生する申し立て、損害、費用について、売主及びキーサイト社は責任を負いません。

第7条(契約違反等による解除)

売主は、買主が次のいずれかに該当する場合は、買主への何らかの通知、催告を要することなく、いつでも個別契約を解除できるものとします。この場合、買主は、支払期限未到来の債務も含めて、全債務について当然に期限の利益を喪失し、これを直ちに支払うものとします。

本約款の各条項の一つにでも違反したとき。

本約款以外の売主、買主間の取引の約定に違反したとき。

営業を休廃止し、又は解散したとき。

強制執行、保全処分、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民 事再生手続その他これらに類する手続の申し立てがあったとき。

支払いを停止し、又は手形、小切手の不渡り報告があったとき、若しくは発 生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき。

営業が引続き不振であり、又は営業の継続が困難であると客観的事由に基づき判断されるとき。

第8条(輸出入に関する事項)

買主は、買主が販売製品、技術又は技術情報を、輸出、再輸出又は移動する前 に、全ての適用される政府当局からの輸出に係る必要な許可を得る責任及び適用 される移動若しくは取引に関連する法規を遵守する責任を負うことに明示的に合 意します。買主は、米国政府により指定若しくは認定されたいかなるもの(国、 地域、法人、自然人、団体、組織等を含み、以下同じ) 又は米国政府が保持する (i) the Specially Designated Nationals and Blocked Persons List, (ii) the Foreign Sanctions Evaders List, (iii) theSectoral Sanctions Identification List, (iv) the Entity List, (v) the DeniedPersons List, (vi) the Unverified List 等の制限リスト (以下総称して「米国制限リスト」という)に含まれるいか なるものへも、販売製品、技術又は技術情報を、販売又は移動しないものとしま す。米国制限リストのより詳細な情報及びその他の適用されるリストについては 、 www.treasury.gov 又は www.bis.doc.gov にて入手することができます。売主又は キーサイト社は、買主が本項の規定に違反した場合又は買主が米国制限リストに おいて指定された場合、売主又はキーサイト社の判断により、売主又はキーサイ ト社の義務の履行を停止又は注文の全て若しくは一部をキャンセルすることがで きます。また、買主が米国制限リストにおいて指定された場合又は買主が本項の 規定に違反した時に米国制限リストにおいて指定されるものと何らかの関与があ った場合、売主又はキーサイト社の判断により、販売製品に係る販売後のサポー トサービス(保証に基づく修理若しくは製品の交換等)の実施を拒否することが

第9条(反社会的勢力の排除)

1.売主及び買主は、現在、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員 でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、 暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、そ の他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団等」という)に該当しないこと、 及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても 該当しないことを確約します。

暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え る目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められ る関係を有すること。

暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしてい ると認められる関係を有すること。

役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難される べき関係を有すること。

売主及び買主は、自ら又は自らの役員若しくは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

暴力的な要求行為。

法的な責任を超えた不当な要求行為。

取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相 手方の業務を妨害する行為。

その他、前各号に準ずる行為。

- 3.売主若しくは買主、又は売主若しくは買主の役員が、暴力団等若しくは第1項 各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、 又は第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、相手方 は、催告を要しないで通知のみで、個別契約を解除することができ、解除に伴 う措置については第7条(契約違反等による解除)が適用されるものとします。
- 4.前項の相手方の権利行使により、違反当事者又は違反当事者の役員に損害が生じても、相手方は一切の責任を負わないものとします。

第10条(個人情報)

- 1.売主は、買主の個人情報については、売主のウェブサイト
- https://www.yri.com/privacy/handling/にプライバシーステイトメント(個人情報保護方針)として掲載される、売主の個人情報規定に従って適切に管理し、利用します。
- 2. 売主は、買主より取得しました個人情報について、当該個別契約の取引の範囲内で、キーサイト社に提供すること及び利用目的として、売主またはキーサイト社において販売製品の開発・改善のため(アンケートやダイレクトメールを送付することも含む)利用できることを、予め買主は、同意するものとします。なお、提供される個人情報は、キーサイト社のウェブサイトwww.keysight.co.jp/go/pr/vacy/にプライバシーステートメントに基づき、適

切に管理されます。 第11条(遅延損害金)

買主は、個別契約に基づく支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を売主に支払うものとします。 第12条(権利・義務の譲渡等の禁止)

- 1. 買主は、売主の事前の書面による承諾を得ない限り、個別契約に基づく権利・ 義務の全部又は一部を第三者に承継、譲渡又は担保に供してはならないものと します。
- 2.本約款及びその補完文書に規定される事項が買主と売主の合意事項の全てであり、本約款に基づく個別契約の成立前になされた口頭又は書面による約束、提案、契約等に優先します。又、買主の所定の取引条件が記載された注文書、注文請書等に基づいて、販売製品の納入又はサポートの提供を行ったとしても、売主が当該買主の所定の取引条件に同意したものとはみなされません。

第13条(裁判管轄)

売主及び買主は、個別契約に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京 簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。